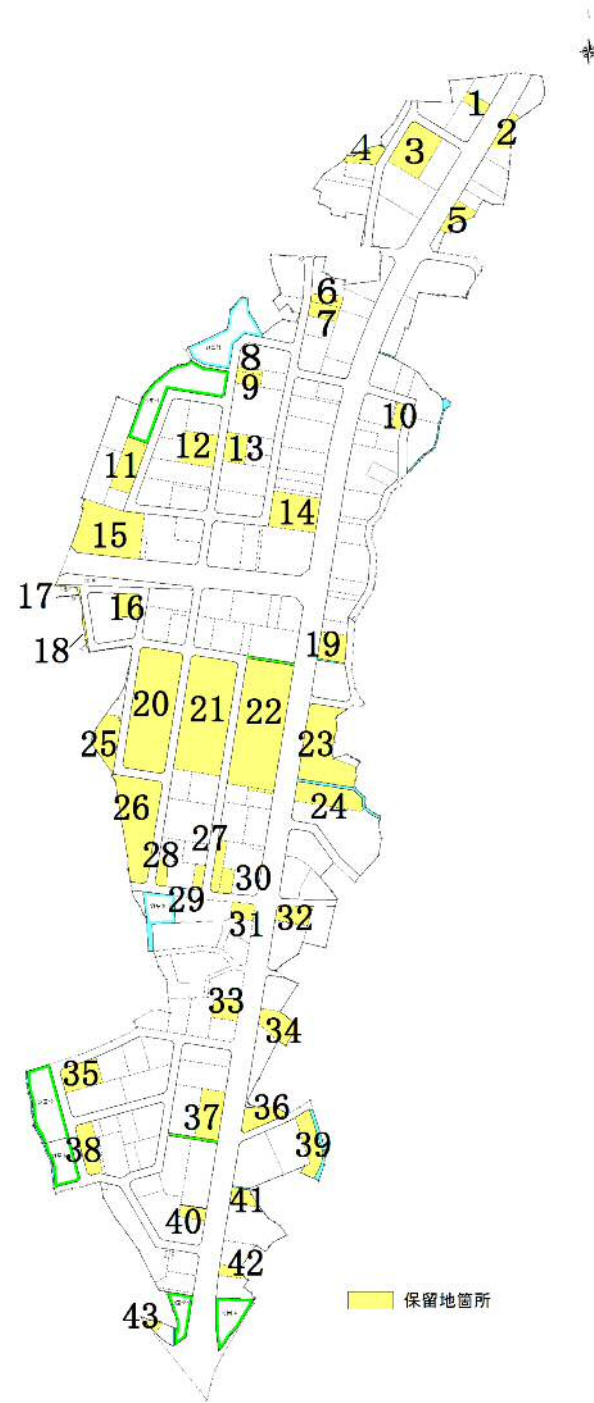


保留地販売のご案内

平成 28 年度より道路等の工事が進み次第順次保留地の販売を行っていきます。
土地購入希望者がいらっしゃいましたらお問い合わせください。



番号	面積 (㎡)	番号	面積 (㎡)
1	159	22	3,282
2	235	23	1,604
3	918	24	715
4	254	25	592
5	271	26	1,836
6	172	27	261
7	233	28	143
8	66	29	138
9	169	30	166
10	138	31	203
11	616	32	319
12	586	33	298
13	344	34	448
14	1,023	35	598
15	1,735	36	383
16	274	37	630
17	41	38	471
18	35	39	541
19	405	40	164
20	2,846	41	322
21	2,980	42	273

お問い合わせ先

ご質問・ご不明な点がございましたら、以下の問い合わせ先まで、ご連絡ください。

土岐市妻木南部土地区画整理組合

◆事務局 担当 須田、若山

TEL (058) 274-0080

FAX (058) 274-2772

〒500-8384 岐阜市藪田南5丁目14番12号 岐阜県シンクタンク庁舎5階 岐阜県都市整備協会内

◆現地事務所 担当 土井

TEL (0572) 57-5225

〒509-5202 土岐市下石町1015番地の1 土岐市役所 西部支所内

土地区画整理組合だより ～土岐市妻木南部～

【第 12 号】

平成28年9月吉日発行

石川理事長あいさつ

初秋の候、組合員の皆様におかれましては、ますますご健勝のこととお慶び申し上げます。
日頃は、組合事業の推進に格別のご理解をいただき厚くお礼申し上げます。

区画整理地内では、皆様のご協力により概ね順調に工事が進み、昨年度から上水道・下水道の本管も、道路ができた箇所から整備を進めております。

今年度は、工事の最盛期を迎え、調整池築造工事にも着手しますので、皆様には大変ご迷惑をおかけしますが、なにとぞご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

総代会議決事項の報告

第14回総代会（平成28年7月21日開催）にて承認されました。

◆◆平成27年度事業費収入支出決算◆◆

(単位：円)

収 入		支 出		
款	金 額	款	金 額	備 考
借入金	8,337,471	工事費	161,077,455	都市計画道路・区画道路築造、整地等
補助金	451,643,118	補償費	132,383,554	移転補償
保留地処分金	2,120,400	調査設計費	144,116,280	埋蔵文化財発掘調査業務等
雑収入	14,500	負担金	17,713,107	上水道管新設負担金
繰越金	0	会議費	37,996	
		事務所費	3,656,673	
		償還費	3,130,424	
		管理費	0	
合計	462,115,489	合計	462,115,489	

平成27年度末借入金残高 14,853,227円

◆◆平成28年度第1回事業費収入支出補正予算◆◆

補助金の増額に伴い工事費を増額します。(単位：千円)

収 入			支 出		
款	現行	(補正額) 補正後予算額	款	現行	(補正額) 補正後予算額
補助金	158,000	(+10,000) 168,000	工事費	248,000	(+10,000) 258,000

合計	620,000	(+10,000) 630,000	合計	620,000	(+10,000) 630,000
----	---------	----------------------	----	---------	----------------------



総代会の様子

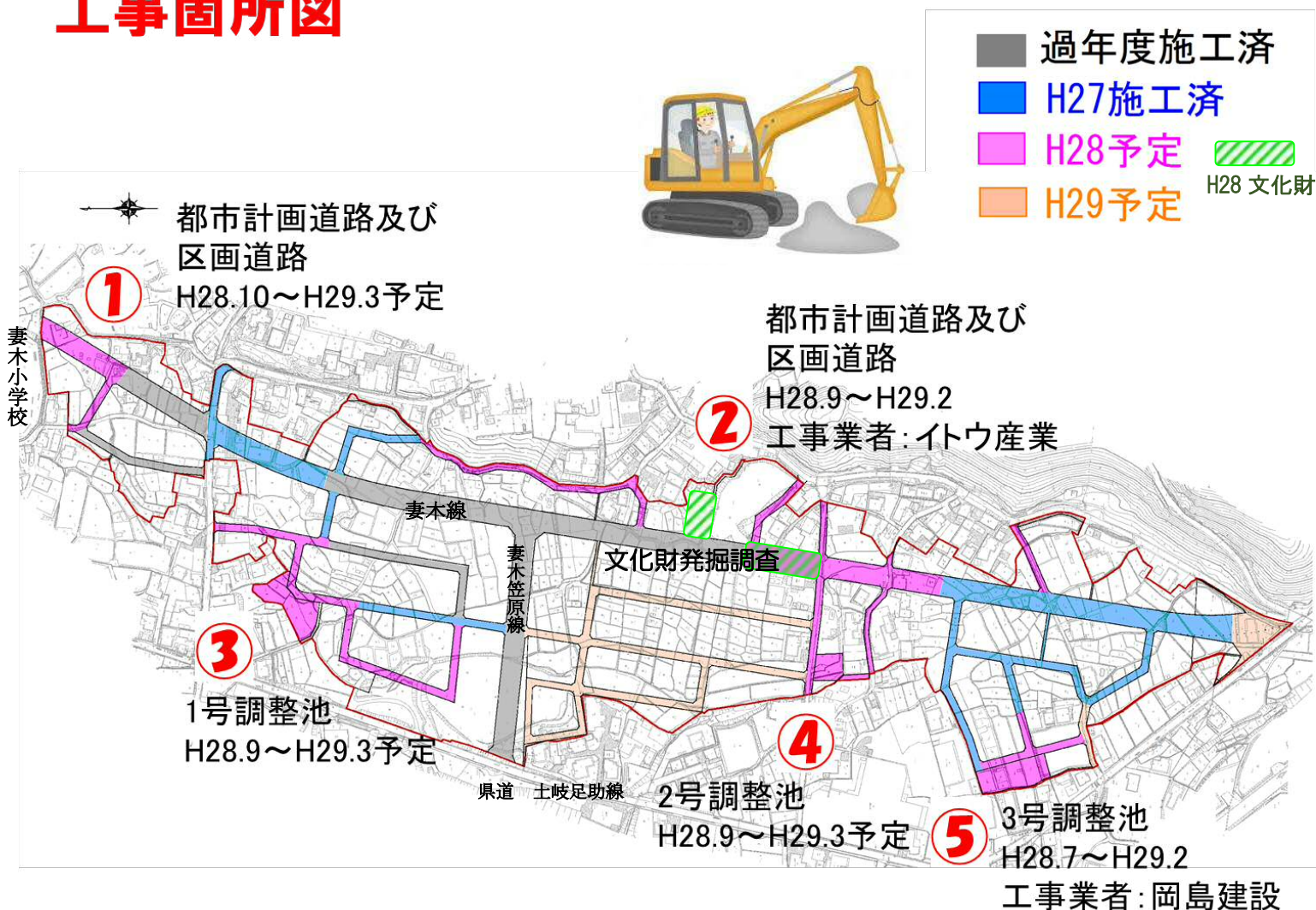
◆◆第3回事業計画変更◆◆

国庫補助の交付状況、建物等移転の進捗、埋蔵文化財発掘調査範囲の拡大により、施行期間を2年間延伸し、事業費を148百万円増額します。

*主な変更点

- 事業施行期間 現行：平成31年3月31日 → 変更後：平成33年3月31日
- 事業費増額 現行：総事業費2,425百万円 → 変更後：2,573百万円（+148百万円）
（埋蔵文化財発掘費用の増額分として、収入：市助成金、支出：調査設計費を増額する）

工事箇所図



工事中の道路通行規制のお願い

②、④の工事の際には、現道が自動車通行止めとなります。
工事発注後に関係機関と協議し、具体的な規制期間や内容が決まり次第、自治会や看板を通じてご案内いたします。
皆様には大変ご迷惑をおかけいたしますが、なにとぞご理解とご協力をお願い申し上げます。

電柱の新設・移設について（お願い）



今後、住宅の建築に伴って、電柱が新設または移設されます。
道路幅員を有効に使用するため、電柱の建柱箇所は民地内をお願いしております。
皆様の土地に電気を供給するために必要な電柱の建柱ですので、なにとぞご協力くださいますようお願いいたします。

各種証明の発行及び各種申請・届出

《各種証明書の発行》

仮換地証明・底地証明等の各種証明書は、有料にて組合事務所で発行しております。

❖ 仮換地指定がされると、法務局備え付け図面と現況が一致しなくなるため、従前と仮換地の関係を証明するものです。**売買、賃貸、融資、相続、農地転用、建物表題登記、76条申請、建築確認**等の際に必要となります。

各種証明書の発行及び各種申請・届出をされる方は、**現地事務員の土井まで**お尋ねください



《建築行為等の申請》（土地区画整理法76条第1項）

当施行地区内において、次の行為を行う場合は、市長の許可が必要になりますので、組合事務局までご連絡・ご相談ください。

- ★事業の施行の障害となるおそれがある土地の形質の変更
- ★建築物その他の工作物新築、改築若しくは増築
- ★移動の容易でない物件（5トン以上）の設置もしくは堆積

《土地所有権移転の届出》

土地所有権の移転（売買、相続、贈与等）があった場合は、新旧両所有者連名の上、組合事務所に届け出てください。

土地所有者の住所・氏名に変更があった場合も組合事務所に届けを出してください。

以上の申請様式は「岐阜県都市整備協会」のホームページ <http://gifutoshi.or.jp> からダウンロードできます。

《文化財保護法に基づく届出》

土岐市妻木南部地区は、妻木平遺跡包蔵地にあたります。地区内で建築等を行う場合は届出が必要となりますので、お早めに**土岐市 文化振興課（0572-54-1111）**へお尋ねください。